

競争入札心得

(総 則)

第1条 タ張市の発注に係る業務委託の競争入札による工事請負の入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知するものとする。

(入札保証金等)

- 第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者を除く。)は、入札執行1時間前まで入札しようとする見積金額の100分の10に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、市を被保険者とする入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。
- 2 前項の入札保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上のものでなければならない。
 - 3 入札保証金に代わる担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関(以下「銀行等」という。)の確定日付けのある承諾書を提出すること。
 - 4 入札保証金に代える担保として銀行又は市長の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して7日以上とした当該保証を証する書面を提出すること。

(入 札 等)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書のうえ、自己の氏名を表記して定められた日時までに提出(入札箱に投入)しなければならない。

(代理人の入札)

- 第3条の2 入札参加者は、代理人をして入札に参加させるときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を契約担当者(入札執行者)に提出しなければならない。
- 2 入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その法人名及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札しなければならない。
 - 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - 4 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項第1号ないし6号に規定する者を、入札代理人とすることはできない。

(公正な入札の確保)

第3条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札書の書換え等の禁止)

第3条の4 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引き換え、又は撤回することができない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

- 第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- (1) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (2) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付、又は提供しない者のした入札
 - (3) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
 - (4) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
 - (5) 入札書に記名押印のない入札
 - (6) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
 - (7) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
 - (8) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
 - (9) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
 - (10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (11) 入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第6条 開札は、通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又は代理人の面前で行う。

(再度入札)

第7条 開札の結果落札にいたらない場合においては、直ちに出席者をもって再度入札を実施する。

ただし、再度入札は2回までとする。

- 2 再々度入札の結果落札にいたらない場合においては、当該入札の執行を打ち切りとする。ただし、最低入札者との意向により地方自治法施行令第167条の2第1項の規定により、予定価格の範囲内で随意契約によることができる。

(落札者の決定)

第8条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札者となるべき価格をもって入札した者が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせる。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第9条 開札の結果次の一に該当すると認められる場合は、予定価格の範囲内で最低の価格を以て入札した者を落札者とししない場合がある。

(1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのある場合

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不当と認められる場合

- 2 当該申込みに係る入札金額が予定価格を大幅に下回った場合等、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのある場合において、入札価格の調査を行うものとする。この場合当該入札者は調査に協力しなければならない。

(入札保証金の返還)

第10条 第8条の規定により落札者が決定した場合は、落札者以外の者が納付した入札保証金は、返還する。

- 2 再度入札の結果落札者がいなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金は全て返還する。

(契約の締結)

第11条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、市の作成した契約書に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

(入札保証金の帰属)

第12条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した保証金又はその納付に代えて提出した担保は市に帰属する。

- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しない場合は、当該落札金額の10分の10に相当する違約金を市に納付しなければならない。

(契約保証金等)

第13条 契約を締結しようとする者(契約保証金の納付を免除されているものを除く。)は、契約金額の100分の10、又は100分の30に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、市を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき又は保険会社に市を債権者とする公共工事履行保証証券を提出させたときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 前項の履行保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければならない。

3 第1項の公共工事履行保証証券は、保証期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければならない。

4 契約保証金に代える担保が市長が確実と認める定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出すること。

5 契約保証金に代える担保として銀行、市長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、保証期間を工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上とした当該保証を証する書面を提出すること。

(入札保証金等の充当)

第14条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができる。

(見積内訳書)

第15条 市長は入札にあたって、必要と認めるときは、入札額の根拠となる見積内訳書の提出を求めることができる。

(意義の申立)

第16条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。